

社会福祉法人地蔵会役員の報酬等に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人地蔵会（以下「法人」という。）の役員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会への出席報酬)

第3条 役員の出席報酬は、無報酬とする

(理事の報酬)

第4条 理事長が、理事会以外の日において、法人業務及び法人が実施する障害福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合には、別表2により報酬および旅費を支給することができる。

(改正)

第7条 この規定を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規定は、平成29年6月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	10,000円	職員通勤手当相当
理事業務報酬等	10,000円	5,000円
監事監査指導報酬等	10,000円	5,000円

別表2（第6条関係）

名 称	報酬1日	旅費
報酬及び旅費	20,000円	実費